

資料編

越谷市農政審議会への諮問

越 農 振 第 4 7 4 号
令和2年(2020年)2月17日

越谷市農政審議会
会長 藤井 光昭 様

越谷市長 高 橋 努

第3次越谷市都市農業推進基本計画の策定について(諮問)

このことについて、下記のとおり諮問いたします。

記

1 諮問事項

第3次越谷市都市農業推進基本計画の策定について

2 諮問理由

第3次越谷市都市農業推進基本計画の策定にあたり、本市農業の実情に通じ、専門的な知識を有する貴審議会の意見を求めるものです。

越谷市農政審議会からの答申

令和3年(2021年)2月18日

越谷市長 高橋 努 様

越谷市農政審議会
会長 藤井 光昭

第3次越谷市都市農業推進基本計画の策定について(答申)

令和2年2月17日付け越農振第474号で諮問のありました、第3次越谷市都市農業推進基本計画の策定について、本審議会は慎重に審議を重ねた結果、意見がまとまりましたので下記のとおり答申いたします。

記

農業を取り巻く環境は、高齢化や後継者不足によるさらなる担い手の減少に加え、耕作放棄地の増加、頻発する大規模災害に伴う被害の増加など、より一層厳しくなっている。また、近年世界的には中長期的に新興国の経済発展や人口増加による食料需要の増加が想定され、農産物の安定的な確保が望まれている。さらに、新型コロナウイルス感染症拡大の長期化等による外食関連産業等の消費低迷や一部の国における輸出の規制など、農産物の貿易事情や価格の変化により、国内農業への影響が懸念されている。

こうした状況の中、食料生産の基盤である農業への関心は高まり、国内農業のさらなる活性化が求められる。

越谷市は、首都近郊に位置していながら、市内の東西には優良な農地が残っており、大消費地を近隣に抱える優位な立地にある。また、農地は食料の生産のみならず、景観や環境の保全、地域の防災など、農地には多面的な機能の効果も大きいことから、越谷市において、今後の農業の持続化を図るためには、このような特性を十分に活かした施策を展開する必要がある。

第3次越谷市都市農業推進基本計画は、「持続的に農業が行われる環境づくり」を基本理念とし、越谷市の特性を活かした施策を展開するものであり、その趣旨に本審議会は賛同するものである。

第3次越谷市都市農業推進基本計画の実現にあたっては、各方針の施策の積極的かつ着実な推進を図ることが何より肝要であり、特に次の事項について配慮されるよう付言し、諮問を受けた原案の趣旨を妥当である旨をここに答申する。

1 計画の着実な推進を目指して

越谷市、農業者、越谷市農業協同組合、越谷市農業委員会及び土地改良区等の関係団体が連携・協力し、「持続的に農業が行われる環境づくり」という基本理念の下、4つの基本方針に示す農業振興施策に積極的に取り組むこと。

また、着実な事業の推進にあたっては、適切な進行管理を行うこと。

2 越谷農業の強みを活かした農業経営の追求を目指して

首都近郊に位置し、周囲に大勢の消費者を抱える越谷市の強みを活かした様々な農業経営の追求に向けて、越谷農産物の生産規模拡大と質の向上に対する支援に取り組むこと。

また、農産物直売所や学校給食等での農産物の利用拡大を図り、地産地消を推進すること。

さらに、水田からの高収益作物への転換や観光農園・体験農園の展開などについて検討をすること。

3 立地特性に応じた農地の保全・活用を目指して

越谷市の農地を可能なかぎり保全していくために、農地中間管理事業の活用による農地利用集積の展開など、各地域の特性に応じた保全策を検討し、推進すること。

また、農業生産基盤については、計画的・効率的に整備を進めるとともに、既存施設の適切な維持・管理・保全にも努めること。

4 持続的に農業経営を担う人材育成を目指して

農業従事者の高齢化が進み、担い手の不足が深刻化することが懸念されることから、研修事業のさらなる充実や、埼玉県農業大学校との連携による就農希望者を受け入れる制度設計など、多様な手法により担い手の確保・育成に取り組むこと。

また、大規模に営農する農業者だけでなく、地域の農業を担ってきた中小規模・家族経営を支える仕組みの検討に取り組むこと。

さらに、越谷市の農業を担っていくことが可能な企業については、参入を推進すること。

5 消費者が農業を支える仕組みを目指して

越谷農業を広く発信し、市内外での認知度を高めるために情報発信やイベントの参加など、効果的なPRを実施することで、消費者に越谷市の農業・農産物を広く周知するための活動に努めること。

また、水田の遊水機能など、農地は地域の防災や環境保全においても極めて重要であることから、市民に越谷市の農業・農地の必要性について理解を深めるための取り組みに努めること。

越谷市農政審議会委員名簿

(令和3年(2021年)3月現在)

(敬称略)

No.	氏 名	選 出 母 体	役 職
1	井出 美三男	越谷市農業協同組合	
2	渋谷 喜代治	越谷市農業協同組合	
3	山崎 和夫	越谷市農業協同組合	
4	金子 繁雄	越谷市農業委員会	会長職務代理者
5	浅子 栄	越谷市農業委員会	
6	三ツ木 宗一	越谷市農業委員会	
7	坂巻 秀雄	越谷市農業委員会	
8	宇田川 道代	越谷市農業委員会	
9	増田 晃	埼玉県農業共済組合	
10	藤井 光昭	越谷市農業団体連合会	会長
11	増田 将之	越谷市グリーンクラブ	
12	戸張 純子	越谷市農業協同組合女性部	
13	田中 正明	葛西用水路土地改良区	
14	中村 章二	元荒川土地改良区	
15	関根 武紀	新方領用悪水路土地改良区	
16	長谷川 征慶	春日部農林振興センター	

越谷市農政審議会条例

昭和45年12月31日

条例第48号

(設置)

第1条 越谷市の農政に関する必要な事項を審議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、越谷市農政審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ農政に関する必要な事項を調査及び審議し、答申する。

(組織)

第3条 審議会は、委員16人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 農業協同組合代表 3人
- (2) 農業委員会委員 5人
- (3) 農業共済組合代表 1人
- (4) 土地改良区代表及び各種農業団体代表 6人
- (5) 関係行政機関の職員 1人

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

4 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選によつて定める。

2 会長は、会務を総理し審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指定する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 会議の議長には、会長がこれにあたるものとする。

3 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことはできない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(専門委員)

第6条 専門の事項を調査及び審議するため必要があるときは、審議会に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、委員のなかから会長が指名する。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、環境経済部農業振興課において処理する。

(委任規定)

第8条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和46年条例第26号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和48年条例第48号）抄

- 1 この条例は、昭和49年1月1日から施行する。

附 則（昭和56年条例第15号）

この条例は、昭和56年7月1日から施行する。

附 則（昭和57年条例第14号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和57年7月1日から施行する。

附 則（平成3年条例第25号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成3年10月1日から施行する。

附 則（平成11年条例第31号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年条例第30号）抄

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年条例第36号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年条例第33号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

越谷市農政審議会運営規則

昭和46年2月16日

規則第9号

(趣旨)

第1条 この規則は、越谷市農政審議会条例（以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、越谷市農政審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長の任期)

第2条 会長の任期は、2年とする。ただし、会長が欠けた場合における新たに選任された会長の任期は、前任者の残任期間とする。

(代理)

第3条 条例第3条第2項中第2号から第6号までに掲げる者につき任命された委員に事故があるとき、又は欠けたときは、当該行政機関におけるその者の職務を代理又は補佐する者は、議事に参与し、決議の数に加わることができる。

(招集)

第4条 会長は、審議会開催の3日前までに招集の日時、場所及び会議の事項を委員に通知しなければならない。ただし、急を要する場合は、この限りでない。

(会議録)

第5条 会長は、次に掲げる事項を記載した会議録を作成しなければならない。

- (1) 案件の内容
- (2) 会議の日時及び場所
- (3) 出席及び欠席した委員の氏名
- (4) 審議の経過
- (5) 賛否の数

(参考人)

第6条 会長が必要と認めるときは、参考人の出席を求め意見を聞くことができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

第3次越谷市都市農業推進基本計画の策定経過

【令和元年度(2019年度)】

令和元年7月4日～ 7月26日	農業者へのヒアリング調査を実施
7月26日	公募型プロポーザル方式による選考の結果、ランドブレイン株式会社に業務委託締結
8月1日～	農業者へのアンケート調査(農業経営及び農地利用の状況等に関する調査に同封にて実施)
8月20日	越谷市農政審議会 ・第3次越谷市都市農業推進基本計画の策定趣旨・スケジュール説明
8月26日	農業者と農業委員、農地利用最適化推進委員との意見交換会
9月10日	越谷市グリーンクラブへのヒアリング調査を実施
9月12日	越谷ねぎ匠の会へのヒアリング調査を実施
9月27日	越谷市太郎兵衛もち協議会へのヒアリング調査を実施
10月4日	越谷市農業団体連合会・JA女性部・JA園芸部へのヒアリング調査を実施
10月25日	越谷市農業委員会との意見交換会を実施
11月11日	越谷くわい研究会へのヒアリング調査を実施
11月15日	JA越谷市へのヒアリング調査を実施
11月19日	一般社団法人越谷市観光協会へのヒアリング調査を実施
12月7日	消費者アンケートを実施(イオンレイクタウンmorにて)
令和2年1月14日	有識者ヒアリングを実施(東京大学大学院工学研究科都市工学専攻 横張真教授)
2月17日	越谷市農政審議会 ・第3次越谷市都市農業推進基本計画の策定について諮問 ・第3次越谷市都市農業推進基本計画骨子について説明

【令和2年度(2020年度)】

令和2年5月15日	庁内関係各課へ意見の提出を依頼
6月25日	農業者と農業委員、農地利用最適化推進委員との意見交換会・素案説明を実施
6月30日	越谷市農業団体連合会、越谷市グリーンクラブ、JA女性部、JA園芸部との意見交換会・素案説明を実施
7月6日	認定農業者との意見交換会・素案説明を実施
7月29日	JA越谷市理事会への素案説明を実施
8月24日	越谷市農政審議会 ・第3次越谷市都市農業推進基本計画素案について審議
10月1日～ 10月30日	パブリックコメントの実施
令和3年2月18日	越谷市農政審議会 ・第3次越谷市都市農業推進基本計画の策定について審議及び答申
3月5日	第3次越谷市都市農業推進基本計画の策定(市長決裁)

第3次越谷市都市農業推進基本計画にかかる調査等

(1) 農業者・関連団体等ヒアリング調査

市内の農業者や農業関連団体にヒアリング調査を実施した。現状や今後の意向等についての意見を聴取した。また、近年の都市農地に関する社会情勢の変化を踏まえ、その動向と今後の見通しについて、有識者へのヒアリング調査を行った。

	ヒアリング対象	実施日時
令和元年 (2019年)	(有)トマト園芸 立澤淳一氏	7月4日(木)15:30～
	(有)フジ園芸 藤井光樹氏	7月8日(月)13:30～
	増田将之氏	7月8日(月)15:30～
	(有)日伊 渋谷勇氏	7月9日(火)14:40～
	(株)ニイザカファーム 新坂真之氏	7月9日(火)16:00～
	(有)楽農三恵園 吉田忠茂氏	7月10日(水)10:30～
	中島茂氏	7月10日(水)13:30～
	荻島元治氏	7月10日(水)15:15～
	藤井光昭氏	7月17日(水)13:30～
	本多正隆氏	7月17日(水)15:30～
	(株)渋谷農園・渋谷 渋谷喜代治氏	7月23日(火)13:00～
	金子繁雄氏	7月26日(金)13:30～
	越谷市グリーンクラブ	9月10日(火)18:30～
	越谷ねぎ匠の会	9月12日(木)18:00～
	越谷市太郎兵衛もち協議会	9月27日(金)10:00～
	越谷市農業団体連合会・JA女性部・JA園芸部	10月4日(金)18:30～
	越谷くわい研究会	11月11日(月)17:00～
JA越谷市	11月15日(金)10:15～	
一般社団法人越谷市観光協会	11月19日(火)14:00～	
令和2年 (2020年)	横張真教授 (東京大学大学院工学研究科都市工学専攻)	1月14日(火)13:00～

(2) 令和元年度農業者アンケート

越谷市がこれまで実施してきた農業施策についての評価や、今後の農業振興に向けた必要施策についての意向把握、現状の課題認識等についてのアンケート調査を行った。

方法	農業経営及び農地利用の状況等に関する調査に同封にて発送 農業委員会にて回収
配布数	2,282 票
回収数	1,204 票
回収率	52.8%

(3) 令和元年度消費者アンケート

越谷レイクタウンにおいて、イオンレイクタウンmoriの来場者を対象に、越谷を代表する農産物の認知度、レイクタウン周辺の農業関係施設の認知度及び今後利用意向のあるサービス、農地の持つ役割についてのアンケート調査を行った。

方法	イオンレイクタウンmori来場者を対象としたアンケート調査を実施
場所	イオンレイクタウンmori水の広場
実施日時	令和元年(2019年)12月7日
回収数	502票

(4)意見交換

◆農業者と農業委員、農地利用最適化推進委員との意見交換会

実施日	令和元年(2019年)8月26日
内容	第2次越谷市都市農業推進基本計画の事業進捗及び第3次越谷市都市農業推進基本計画の策定について説明

◆越谷市農業委員会との意見交換会

実施日	令和元年(2019年)10月25日
内容	第2次越谷市都市農業推進基本計画の事業進捗について説明

◆農業者と農業委員、農地利用最適化推進委員との意見交換会

実施日	令和2年(2020年)6月25日
内容	第3次越谷市都市農業推進基本計画素案について説明

◆越谷市農業団体連合会、越谷市グリーンクラブ、JA女性部、JA園芸部との意見交換会

実施日	令和2年(2020年)6月30日
内容	第3次越谷市都市農業推進基本計画素案について説明

◆認定農業者との意見交換会

実施日	令和2年(2020年)7月6日
内容	第3次越谷市都市農業推進基本計画素案について説明

(5)農政審議会

実施日	令和元年(2019年)8月20日
参加者数	14人
内容	第3次越谷市都市農業推進基本計画の策定について説明 ・第3次越谷市都市農業推進基本計画の策定趣旨及びスケジュール

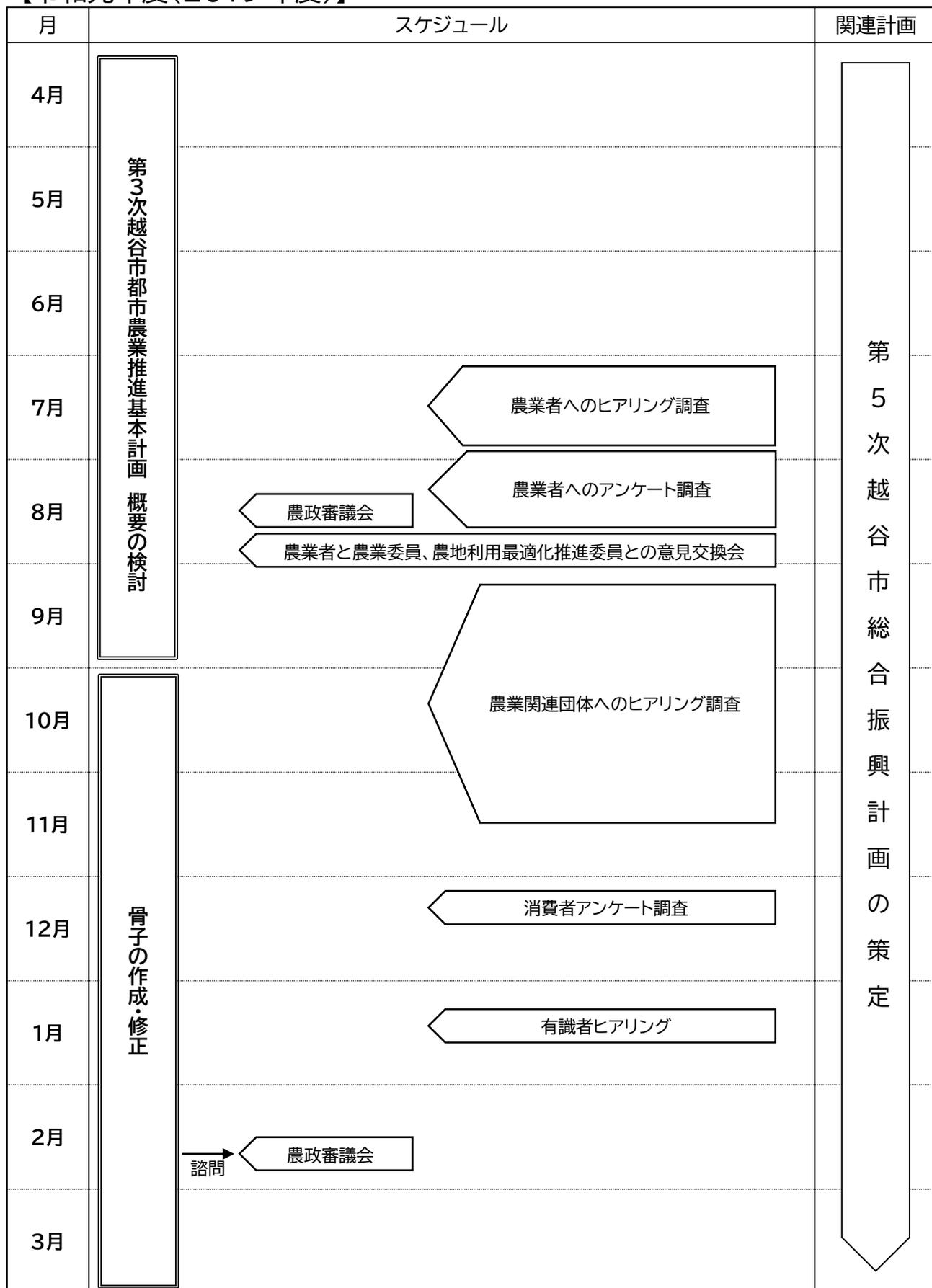
実施日	令和2年(2020年)2月17日
参加者数	14人
内容	第3次越谷市都市農業推進基本計画の策定について諮問 ・第3次越谷市都市農業推進基本計画骨子について説明

実施日	令和2年(2020年)8月24日
参加者数	16人
内容	第3次越谷市都市農業推進基本計画素案について審議

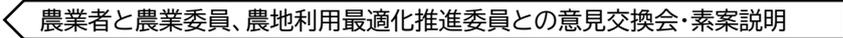
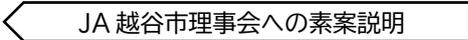
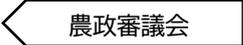
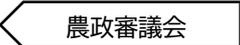
実施日	令和3年(2021年)2月18日
参加者数	14人
内容	第3次越谷市都市農業推進基本計画の策定について審議及び答申

第3次越谷市都市農業推進基本計画の策定フロー

【令和元年度(2019年度)】



【令和2年度(2020年度)】

月	スケジュール	関連計画
4月		
5月		
6月		
7月	  	
8月		
9月		
10月		
11月	 	
12月		
1月		
2月	 	
3月		

第3次越谷市都市農業推進基本計画
令和3年度～令和12年度
(2021年度～2030年度)

発行 越谷市
〒343-8501
埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号
Tel 048-964-2111(代表)

編集 越谷市環境経済部農業振興課
Tel 048-963-9193(直通)
令和3年3月発行